



Beyond Expectations

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2026年6月16日（火曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第80回

定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日 ▶ 2026年3月31日



日時

2026年6月17日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

株式会社 小森コーポレーション

証券コード：6349



代表取締役社長 持田 訓

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

第80回定時株主総会を2026年6月17日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

海外情勢は、通商政策や地政学リスク、およびそれに伴う原材料価格高騰や為替変動など不確実性がさらに高まっており、今年(第81期)はより一層厳しい経営の舵取りが求められることとなります。

今年は、第7次中期経営計画の最終年度であり、同時に第8次中期経営計画策定の年となります。KOMORIは「**プリントテクノロジーで社会を支え感動をもたらす**」というパーパスのもと、経営の自律と共創を通じて、グループ全社で「**自走型組織**」を構築します。具体的には、既存事業のオフセット印刷機、証券印刷機の両事業は営業利益率目標9%の達成、新規事業のDPS事業およびPE事業の売上拡大の達成<CAGR(年平均成長率)17%>、サービスPESP事業の売上拡大の達成<売上拡大16%>を目標に設定し、全体としてROE6%以上、営業利益率7%以上の達成を目指します。また、戦略投資を着実に進め、新規事業の確実な成長を基盤として事業ポートフォリオの転換、すなわち「**事業変革**」を継続して成し遂げてまいります。

「**感動企業の実現**」という経営理念のもと、お客様や株主様をはじめとした全てのステークホルダーの皆様にご感動を届け、サステナブルな経営体質の変革を通じ強靱な経営基盤を確立してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 6349)
2026年5月27日
(電子提供措置の開始日2026年5月20日)

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.komori.com/ir/ja/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（小森コーポレーション）または証券コード(6349)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月16日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 1.第80期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第80期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

以上

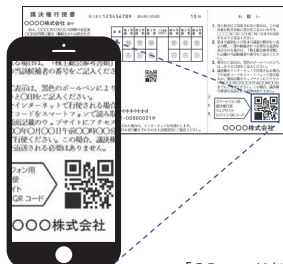
- ◎電子提供措置事項のうち株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「企業集団の現況に関する事項」のうち「財産および損益の状況の推移の②当社の財産および損益の状況の推移」「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「従業員の状況」「主要な借入先および借入額」
 - ・事業報告のうち「会社の株式に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・監査報告書（連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書）
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

会社法の改正に伴い株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、本招集ご通知（電子提供している株主総会資料から上記に掲げる事項を除いた書面）を一律でお送りしております。

インターネットによる議決権行使のご案内

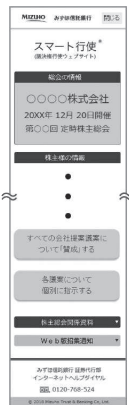
スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

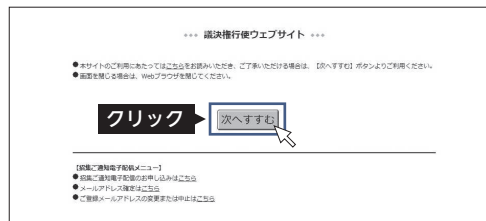


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権をご行使いただけます。

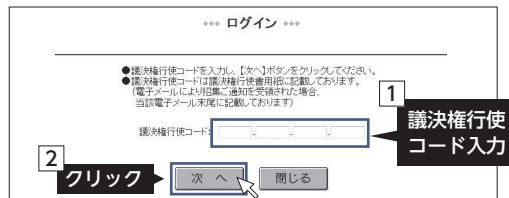
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

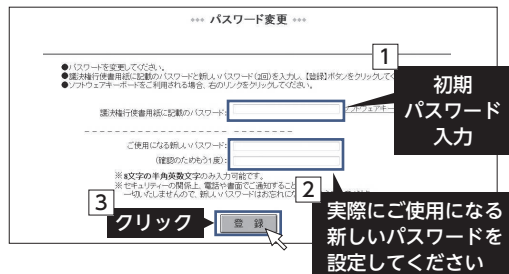
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

(株主の皆様へのお願い)

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (2) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- (1) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324 (平日 9:00~17:00)**

以 上



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6349/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付け、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金 35円 総額1,871,538,060円

なお、中間配当金として35円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり70円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月18日

2. その他剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除き、以下、本議案において同じとします。）全員（7名）が任期満了となります。経営監督機能強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の地位および担当 | 取締役会出席状況 |
|-------|-----------------------|---|-------------------|
| 1 | 再任 もちだ さとし 持田 訓 | 代表取締役社長 兼最高経営責任者（CEO） | 100% (13回/13回) |
| 2 | 再任 まつの こういち 松野 浩一 | 取締役 兼専務執行役員 社長補佐兼DPS事業本部長 | 100% (13回/13回) |
| 3 | 再任 はしもと いわお 橋本 巖 | 取締役 兼常務執行役員兼最高財務責任者（CFO） グローバル経営管理統括本部長 | 100% (13回/13回) |
| 4 | 新任 こもり あきひろ 小森 映宏 | 常務執行役員 オフセット事業統括本部長 兼小森機械（南通）有限公司董事長 | — |
| 5 | 再任 まるやま としろう 丸山 俊郎 | 社外 独立 取締役 | 100% (13回/13回) |
| 6 | 再任 やまだ こうじ 山田 浩二 | 社外 独立 取締役 | 100% (13回/13回) |
| 7 | 再任 はやし たかこ 林 貴子 | 社外 独立 取締役 | 92% (12回/13回) |
| 8 | 新任 ふじた かよ 藤田 佳代 | 社外 独立 — | — |

候補者番号

1

もちだ
持田さとし
訓

(1950年8月7日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 100,878株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任



■ 略歴、地位および担当

| | | |
|-------|-----|--------------------------------------|
| 1975年 | 4月 | 当社入社 |
| 1995年 | 6月 | 取締役経営管理副室長兼秘書室長兼海外営業本部長 |
| 1998年 | 6月 | 常務取締役社長室長兼本社営業本部長 |
| 2000年 | 4月 | 常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長 |
| 2001年 | 7月 | 常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長兼海外営業本部長 |
| 2005年 | 3月 | 常務取締役経営企画室長 |
| 2006年 | 7月 | 常務取締役兼常務執行役員経営企画室長 |
| 2006年 | 11月 | 代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長 |
| 2011年 | 6月 | 代表取締役兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企画室長 |
| 2013年 | 4月 | 代表取締役副社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長 |
| 2014年 | 6月 | 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長兼CSR推進室長 |
| 2016年 | 3月 | 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) つくばプラント長 |
| 2019年 | 6月 | 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) (現任) |

■ 取締役候補者とした理由

持田訓氏は、2014年6月より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の各事業の特性および事業戦略に精通し、市場環境が変化する中で、グループ事業を俯瞰的に捉え、グローバル化のさらなる拡大とイノベーションを加速させた事業運営を推進するとともに、強いリーダーシップを発揮してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループ全体の経営に対する適切な監督を行い、持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

まつの
松野こういち
浩一

(1960年9月7日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 27,236株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任



■ 略歴、地位および担当

| | | |
|-------|----|---------------------------------|
| 1985年 | 4月 | 当社入社 |
| 2005年 | 3月 | 取手工場長兼つくば工場長 |
| 2006年 | 3月 | つくば工場長 |
| 2011年 | 2月 | つくば副プラント長兼海外生産推進室長 |
| 2012年 | 4月 | 執行役員つくば副プラント長兼つくば工場長 |
| 2014年 | 4月 | 執行役員管理本部長 |
| 2014年 | 6月 | 取締役兼執行役員管理本部長兼KNT事業推進プロジェクトリーダー |
| 2022年 | 7月 | 取締役兼常務執行役員つくばプラント長兼つくば工場長 |
| 2023年 | 3月 | 取締役兼常務執行役員オフセット事業本部長兼つくばプラント長 |
| 2024年 | 4月 | 取締役兼常務執行役員オフセット事業本部長 |
| 2026年 | 2月 | 取締役兼常務執行役員社長補佐兼DPS事業本部長 (現任) |

■ 取締役候補者とした理由

松野浩一氏は、製造・購買・バリューチェーンを統括する生産拠点の責任者を長年にわたり務め、財務における高い専門性も有し、管理の効率化と当社財務戦略の策定・実行において実績を残し、コーポレートガバナンス強化にも寄与してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

はし
橋 もと
本いわお
巖 (1958年12月14日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 8,507株
■ 取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

再任



略歴、地位および担当

| | | |
|-------|----|---|
| 1981年 | 4月 | 久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社 |
| 2007年 | 4月 | 同社ポンプ企画部長 |
| 2015年 | 4月 | 同社水・環境総括部長 |
| 2019年 | 4月 | 当社入社 管理本部副本部長 |
| 2020年 | 2月 | 執行役員つくばプラント副プラント長兼株式会社小森マシナリー代表取締役 |
| 2022年 | 2月 | 執行役員管理本部長 |
| 2022年 | 6月 | 取締役兼執行役員管理本部長 |
| 2023年 | 4月 | 取締役兼上席執行役員管理本部長 |
| 2024年 | 7月 | 取締役兼常務執行役員兼最高財務責任者（CFO）グローバル経営管理統括本部長兼管理本部長 |
| 2026年 | 2月 | 取締役兼常務執行役員兼最高財務責任者（CFO）グローバル経営管理統括本部長（現任） |

取締役候補者とした理由

橋本巖氏は、グローバルに展開する企業において、事業運営における経営管理と事業企画に精通し、開発、製造の管理効率化に実績を残し、当社製造拠点の労働生産性向上にリーダーシップを発揮してまいりました。財務活動における高い専門性も有しており、その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

こ
小 もり
森あき
映 ひろ
宏 (1966年10月2日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 532,000株

新任



略歴、地位および担当

| | | |
|-------|----|--|
| 1990年 | 4月 | 当社入社 |
| 2013年 | 4月 | コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ. 出向社長 |
| 2020年 | 2月 | 執行役員海外営業本部長 |
| 2023年 | 3月 | 執行役員中華圏事業統括本部長 |
| 2023年 | 9月 | 執行役員中華圏事業統括本部長兼小森機械（南通）有限公司董事長 |
| 2024年 | 4月 | 上席執行役員 |
| 2025年 | 1月 | 上席執行役員オフセット事業本部副本部長兼海外営業推進本部長兼中華圏事業統括本部長兼小森機械（南通）有限公司董事長兼アジアパンフィック営業部長 |
| 2026年 | 2月 | 常務執行役員オフセット事業統括本部長兼小森機械（南通）有限公司董事長（現任） |

取締役候補者とした理由

小森映宏氏は、海外現地法人のマネジメントおよび国内外の営業を統括管理する業務経験を有し、各国市場を的確に捉えた事業推進力と組織運営で事業のグローバル化に寄与してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

まる やま とし ろう
丸 山 俊 郎

(1957年4月21日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 0株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任 社外 独立



略歴、地位および担当

| | | |
|-------|----|------------------------|
| 1982年 | 4月 | 大蔵省印刷局入局（現独立行政法人国立印刷局） |
| 2009年 | 4月 | 同局開発部長 |
| 2011年 | 4月 | 同局滝野川工場長 |
| 2013年 | 4月 | 同局セキュリティ製品事業部長 |
| 2015年 | 4月 | 同局理事 |
| 2019年 | 3月 | 同局退任 |
| 2021年 | 6月 | 当社社外取締役（現任） |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けています。

丸山俊郎氏には証券印刷に関する深い学識経験と、工場運営および事業経営経験をもとにした幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任するものです。

なお、丸山俊郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、丸山俊郎氏の本総会終結時の就任期間は5年であります。

候補者番号

6

やま だ こう じ
山 田 浩 二

(1954年6月21日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 1,896株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任 社外 独立



略歴、地位および担当

| | | |
|-------|----|----------------------------|
| 1977年 | 4月 | 株式会社小松製作所入社 |
| 1996年 | 8月 | コマツアメリカ株式会社チャタスガ工場管理部長 |
| 1999年 | 4月 | 株式会社小松製作所生産本部大阪工場管理部長 |
| 2002年 | 4月 | 同社生産本部栗津工場長 |
| 2004年 | 4月 | 同社執行役員 |
| 2005年 | 4月 | 同社産機事業本部長兼コマツ産機株式会社代表取締役社長 |
| 2009年 | 2月 | 同社インド総代表 |
| 2009年 | 4月 | コマツインディア有限公司社長 |
| 2010年 | 4月 | 株式会社小松製作所常務執行役員 |
| 2013年 | 6月 | 同社常勤監査役 |
| 2018年 | 5月 | 株式会社山内村特別顧問 |
| 2023年 | 6月 | 株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役 |
| 2023年 | 6月 | 当社社外取締役（現任） |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

山田浩二氏には、グローバルに展開する総合機械メーカーにおける、国内外の工場経営経験と事業責任者としての実績、また、多くの外国籍社員の人材育成と管理にかかわる豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、山田浩二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、山田浩二氏の本総会終結時の就任期間は3年であります。

候補者番号

はやし
7 林たか
こ
貴 子 (1962年9月19日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 0株
■ 取締役会への出席状況
92% (12回/13回)

再任 社外 独立



略歴、地位および担当

1985年 4月 日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入社
2004年 10月 Gallup Organization Japan Executive Director of Operations in Asia
2007年 1月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）CLO室次長
2018年 4月 同社人事担当シニアオフィサー・執行役員兼人事部長
2020年 4月 同社人事担当チーフオフィサー・常務執行役員
2022年 10月 株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィナンシャルグループエグゼクティブアドバイザー
2023年 4月 ISO TC260 国内審議委員会委員
2024年 4月 三井住友カード株式会社常務執行役員人事部共同担当兼戦略人事部担当兼Head of ダイバーシティ戦略兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員グループCHRO補佐（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）
UTグループ株式会社社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

三井住友カード株式会社常務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員グループCHRO補佐
UTグループ株式会社社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し、経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

林貴子氏には、人的資本経営、グローバルな視点での人材育成、ダイバーシティの推進に関する豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、林貴子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、林貴子氏の本総会最終時の就任期間は2年であります。

候補者番号

ふじ
8 藤 田 佳 代 (1970年1月19日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 0株

新任 社外 独立



略歴、地位および担当

1992年 4月 日野自動車工業株式会社（現日野自動車株式会社）入社
2009年 9月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
2009年 9月 須田法律事務所入所
2018年 5月 銀座南法律事務所（共同事務所）開設（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し、経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

藤田佳代氏には、弁護士として培われた専門的知識・経験等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任するものです。

なお、藤田佳代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2026年7月に更新される予定です。
3. 丸山俊郎氏、山田浩二氏、林貴子氏および藤田佳代氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 丸山俊郎氏、山田浩二氏および林貴子氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。また、藤田佳代氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役尼子晋二氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といい、本議案において同じとします。）1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会に選任された監査等委員の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

なか つ まさ き
中 津 正 樹 (1961年7月22日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 11,282株

新任



略歴、地位および担当

| | | |
|-------|----|-----------------------|
| 1985年 | 4月 | 当社入社 |
| 2009年 | 1月 | つくば工場長 |
| 2012年 | 2月 | 海外生産プロジェクトマネージャー |
| 2012年 | 9月 | 小森機械（南通）有限公司出向総経理 |
| 2017年 | 2月 | サービス技術本部長 |
| 2017年 | 4月 | 執行役員 |
| 2021年 | 4月 | 執行役員つくばプラント副プラント長 |
| 2023年 | 3月 | 執行役員知覚品質保証統括本部長 |
| 2023年 | 4月 | 上席執行役員知覚品質保証統括本部長（現任） |

監査等委員である取締役候補者とした理由

中津正樹氏は、当社製品の生産および品質管理に精通し、海外現地法人の技術支援とともに海外生産拠点の経営に携わる中で、グローバルな視点と品質マネジメントを軸とした豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、会社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと判断したため、監査等委員である取締役として選任するものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。中津正樹氏が監査等委員に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2026年7月に更新される予定です。
3. 中津正樹氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役3名（取締役名誉会長および社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与として総額45,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、その内容は、取締役会において決定した決定方針（後掲「事業報告」の「3. 会社役員に関する事項」のうち「(3) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。）に沿うものであり、相当なものであると考えております。

[ご参考：第2・3号議案が承認されたのちの経営体制]

| | | 専門性・実務経験 | | | | | | | | | |
|-------|-------|------------|--------------------|---------------|------------|-----------------|--------|-------|------------|----------------|-------|
| 氏名 | 社外 | 企業経営 経験 | 当社事業 に関する 知見 | 営業 マーケティング | 製造 品質管理 | 研究開発 イノベーション | ファイナンス | 環境・社会 | 人事 人財開発 | 法務 コンプライアンス | グローバル |
| 社内取締役 | 持田 訓 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | ● |
| | 松野 浩一 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● |
| | 橋本 巖 | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | |
| | 小森 映宏 | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| 社外取締役 | 丸山 俊郎 | ● | ● | | ● | ● | | | | | |
| | 山田 浩二 | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | ● | ● |
| | 林 貴子 | ● | | | | | | | ● | | ● |
| | 藤田 佳代 | ● | | | | | | | | ● | |
| 監査等委員 | 中津 正樹 | ● | ● | | ● | ● | | ● | | | ● |
| | 大塚 雅広 | ● | ● | ● | | | ● | | | ● | ● |
| | 山口 留美 | ● | | | | | ● | ● | | ● | |

※上記一覧表は、取締役および監査等委員の有する全ての知見を表すものではありません。

以 上

事業報告 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、比較的堅調に推移しました。年度はじめには、米国の輸入関税政策をめぐり金融市場の混乱が見られましたが、年度末には概ね落ち着きを取り戻しました。一方で、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学リスクは継続し、不安定な市場環境が続きました。

印刷機械の市場動向は、地域ごとに濃淡が見られたものの、省エネ性能の向上や生産性向上、効率化を目的とした合理化投資への関心は各地域で継続しており、特に高付加価値印刷やパッケージ分野での設備需要は堅調に推移しました。当社グループでは、菊半裁寸延オフセット枚葉印刷機「LITHRONE GX29 advance」を新たにラインアップに加え、カードや医薬品パッケージ等の多様化・高度化する印刷ニーズに対応し、同分野における付加価値を強化しました。この他に、「KP-Connect」による工程間データ連携を通じて、高速生産と損紙低減を両立し、印刷工場全体のスマートファクトリー化を推進しています。また、国内サービス体制の強化を目的として、2025年10月1日にコンタクトセンターを開設し、24時間受付体制の整備を通じて、業務効率化と顧客満足度のさらなる向上を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は1,145億3千4百万円（前期比12.5%減）となり、売上高は1,186億1千1百万円（前期比6.8%増）となりました。売上原価率は、前連結会計年度に比べ良化しました。販売費および一般管理費は、前連結会計年度に比べ、売上高の増加に伴う販売出荷費が増加したこと、研究開発費が増加したこと等により増加しました。その結果、営業利益は94億4百万円（前期比32.2%増）となりました。経常利益は107億1千8百万円（前期比40.8%増）、税金等調整前当期純利益は108億1千4百万円（前期比18.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は73億7千1百万円（前期比1.7%増）となりました。

また、海外売上高は854億8千5百万円（前期比10.8%増）で、売上高に占める割合は72.1%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

| 区 分 | 期 別 | | 第80期 2025年度 (当期) | | 前 期 比 |
|-----------------|---------|-------------|------------------|-------|-------|
| | 第79期 | 2024年度 (前期) | 金 額 | 比 率 | |
| 印刷機械製造および販売部門 | 85,033 | 76.5 | 91,324 | 77.0 | 7.4 |
| 修理加工および中古製品販売部門 | 26,017 | 23.5 | 27,287 | 23.0 | 4.9 |
| 合 計 | 111,050 | 100.0 | 118,611 | 100.0 | 6.8 |
| うち 海 外 売 上 高 | 77,128 | 69.5 | 85,485 | 72.1 | 10.8 |

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

2025年5月に中国・北京で開催された「China Print 2025」では、出展数1,300社を超える盛況の中、当社グループは「Connected Automation」をテーマに、ネットワークによるデータ連携を通じて工程間の障壁をなくし、生産性と収益性を高めるスマートファクトリー構築を提案しました。前述の「LITHRONE GX29 advance」や、世界最高クラスのROIを誇るB2枚葉UVインクジェットデジタル印刷機「J-throne 29」を中華圏市場向けに初披露し、「KP-Connect」によりオフセットとデジタルを融合したハイブリッドワークフローを紹介して、多くの来場者から高い評価を得ることができました。

さらに、2025年7月にインド・チェンナイで開催された「Print Expo 2025」にはKomori India Private Limitedが参加し、パッケージ分野を中心とした製品・ソリューションを紹介しました。特設のパッケージングゾーンでは多様なパッケージサンプルを展示し、南インド地域における当社ブランドの認知度向上と、幅広いユーザー層からの支持獲得につなげました。

2025年12月にはマレーシア・クアラルンプールで、銀行券等のセキュリティ印刷の最新技術動向をテーマとした「High Security Printing Asia 2025」が開催され、当社印刷機が関わる日本の新銀行券と最新のパスポートが、『HSP Asia regional Awards』の『Best New Series』と『Best New ePassport』に選ばれました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、49億円で、前連結会計年度に比べ88.4%増加しております。そのうち有形固定資産分につきましては、つくばプラントの生産性向上のための設備更新および増設等45億4千9百万円であり、無形固定資産分につきましては、自社利用ソフトウェアへの投資等3億5千1百万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度末における長短借入金合計残高は1億5千8百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億4千6百万円減少しております。これは、海外現地法人の運転資金借り入れの減少によるものです。当連結会計年度期間中では、2025年4月に公募普通社債90億円を調達する一方、2025年10月には既存の公募普通社債100億円が償還を迎えました。当連結会計年度末の社債残高は90億円となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業環境につきましては、依然として不確実性が高く、地政学リスクに加え、通商政策や関税動向を含む経済情勢の変動に対して、迅速かつ機動的な経営判断と軌道修正が求められる状況が続いております。印刷業界においては、出版印刷分野および商業印刷分野の市場縮小が続く一方で、高付加価値印刷やパッケージ印刷分野における需要は引き続き堅調に推移しており、構造変化の流れが定着しつつあります。特にアジア地域においては、パッケージ印刷を中心とした需要の拡大が継続しており、当社グループにとって成長を牽引する重要市場と位置付けております。一方で、材料費や物流費の高止まり、労働力不足、気候変動対策に伴う温室効果ガス排出量削減は、事業運営や収益構造に直接影響を及ぼす重要な経営課題となっており、継続的かつ実効性のある取り組みが求められております。ワンパス両面機、多色機、検査装置等の高付加価値機能による生産性向上に加え、消費電力低減など環境性能向上に資する技術・製品は、競争力および差別化の中核として、その重要性が一層高まっております。このような事業環境の中、2027年3月期は第7次中期経営計画の最終年度に位置付け、中期計画で掲げたサステナブルな経営体質の構築に向けた事業変革と経営基盤強化の取り組みを、具体的な成果につなげる総仕上げの一年といたします。オフセット印刷機事業においては、パッケージ印刷分野を重点市場と位置付け、多色機構成や両面コーターなどの高付加価値仕様を通じて、数量の確保と収益性向上の両立を図るとともに、高付加価値印刷を実現する要素技術の市場投入を着実に進めております。「KP - Connect」を中核としたスマートファクトリー構想につきましては、KGC等を活用した実証・提案段階から、具体的な実装・展開段階へと進展しており、生産性向上、環境対応、人材不足への対応を目的に事業へ組み込みつつあります。DPS事業においては、「J - throne 29」を中核商品として、重点市場・重点顧客を明確にした拡販活動を進めており、実機デモやサンプル評価を通じた提案力強化に加え、保守・サービスを含めたリカーリング型ビジネスモデルの確立に取り組んでおります。証券印刷機事業においては、銀行券印刷で培ってきた高度なセキュリティ印刷技術を一層高度化するとともに、国・企業・個人のアイデンティティ保護に資する社会的価値の高いソリューションの提供を進めております。PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業につきましては、パートナー企業との共同開発や産学連携によるオープンイノベーションを通じて技術開発を加速させるとともに、将来的な事業化を見据えたアプリケーション開発を進めております。

環境への取り組みとしましては、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に基づく気候変動に関するリスク・機会の分析、グループ全体のCO₂排出量の削減、環境配慮型の製品開発などの施策を実行し、持続的な成長につなげてまいります。また、KOMORIグループは、人的資本を最重要資産と位置付け、従業員一人ひとりの成長とエンゲージメント向上に取り組んでいます。「従業員エンゲージメントサーベイ」を実施し、現状把握と課題分析を通じて、部門ごとの改善策を推進しています。また、グローバル化が進む中、海外拠点の拡大や多様な人材の採用・育成を加速させ、外国籍社員の登用やグローバル幹部社員研修など、国際的な人材育成にも力を入れています。さらに、ダイバーシティ推進や働き方改革を軸に、柔軟な働き方を実現し、全ての社員が自律的に活躍できる環境づくりを通じて、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主な事業内容 |
|----------------------------------|--------------------|----------|----------------------------|
| 株式会社小森マシナリー | 百万円 1,600 | % 100 | 印刷機械および装置・部品の製造販売 |
| 株式会社小森エンジニアリング | 百万円 20 | % 100 | 印刷機械および関連機器の設計 |
| 株式会社セリアコーポレーション | 百万円 60 | % 100 | 印刷機械その他印刷資機材の製造販売 |
| コモリ アメリカ コーポレーション | 千米ドル 13,570 | % 100 | 当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括 |
| コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ. | 千ユーロ 1,452 | % 100 | 当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括 |
| コモリ シャンボン エス. エイ. エス. | 千ユーロ 23,211 | % 100 | 印刷機械の製造販売 |
| エムピーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムピーエイチ | 千ユーロ 25 | % 100 | 印刷後加工機および装置・部品の製造販売および修理加工 |
| 小森 香港 有 限 公 司 | 千香港ドル 18,116 | % 100 | 当社製品の販売および修理加工 |
| 小森 機 械 (南 通) 有 限 公 司 | 千米ドル 14,000 | % 100 | 印刷機械および装置の製造販売 |
| コモリ タイワン リミテッド | 千新台幣ドル 45,860 | % 100 | 当社製品の販売および修理加工 |
| コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド | 千シンガポールドル 2,000 | % 100 | 当社製品の販売および修理加工 |
| コモリ インディア プライベート リミテッド | 千インドルピー 500 | % 100 | 当社製品の販売および修理加工 |

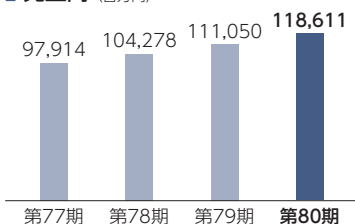
(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

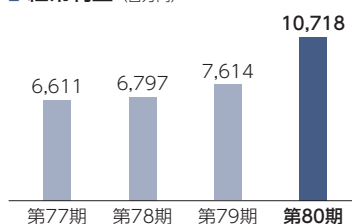
| 区 分 | 第 77 期 2022 年度 | 第 78 期 2023 年度 | 第 79 期 2024 年度 | 第80期 (当期) 2025 年度 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 売上高 (百万円) | 97,914 | 104,278 | 111,050 | 118,611 |
| 経常利益 (百万円) | 6,611 | 6,797 | 7,614 | 10,718 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,716 | 4,641 | 7,247 | 7,371 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 104.85 | 86.79 | 136.60 | 138.92 |
| 総資産 (百万円) | 165,523 | 167,588 | 172,946 | 178,158 |
| 純資産 (百万円) | 107,133 | 114,467 | 115,498 | 122,896 |
| 1株当たり純資産 (円) | 1,961.88 | 2,157.34 | 2,176.79 | 2,316.06 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 第80期 2025年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第79期 2024年の数値については、暫定的な会計処理の確定による遡及修正後のものを使用しております。

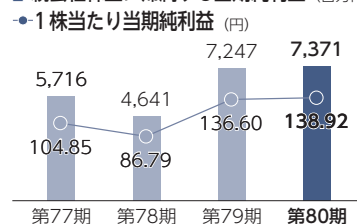
■ 売上高 (百万円)



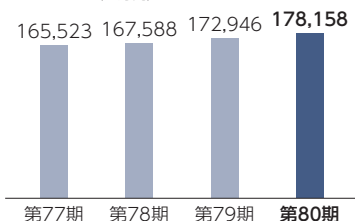
■ 経常利益 (百万円)



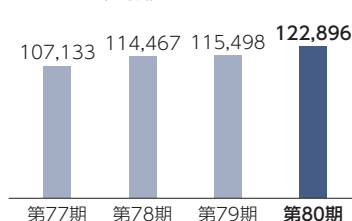
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり当期純利益 (円)



● 1株当たり純資産 (円)



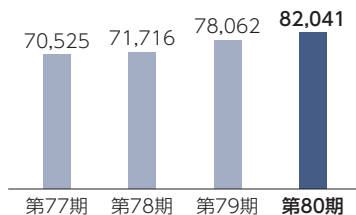
② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第 77 期 2022 年度 | 第 78 期 2023 年度 | 第 79 期 2024 年度 | 第80期 (当期) 2025 年度 |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 70,525 | 71,716 | 78,062 | 82,041 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 5,445 | 5,972 | 7,821 | 11,019 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 7,720 | 6,096 | 7,913 | 8,131 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 141.60 | 113.99 | 149.15 | 153.25 |
| 総 資 産 (百万円) | 138,298 | 138,678 | 142,616 | 144,316 |
| 純 資 産 (百万円) | 98,029 | 105,008 | 105,944 | 112,167 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 1,797.99 | 1,979.08 | 1,996.73 | 2,113.86 |

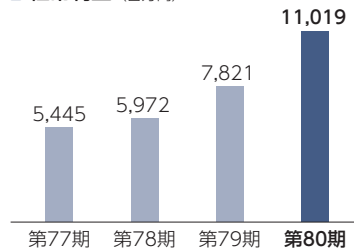
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

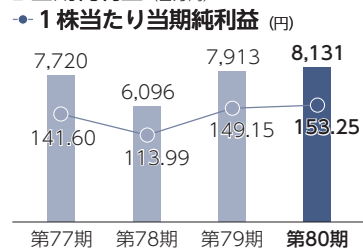
■ 売上高 (百万円)



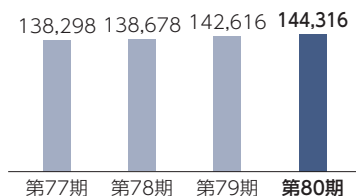
■ 経常利益 (百万円)



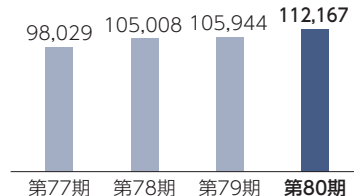
■ 当期純利益 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

| 区 分 | 生産拠点 |
|-----------------|------------------------------------|
| 枚 葉 印 刷 機 | つくばプラント、株式会社小森マシナリーおよび小森機械（南通）有限公司 |
| 輪 転 印 刷 機 | つくばプラント |
| 証 券 印 刷 機 | つくばプラント |
| デ ジ タ ル 印 刷 機 | 株式会社小森マシナリー |
| 紙 器 印 刷 機 | コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント |
| ス ク リ ー ン 印 刷 機 | 株式会社セリアエンジニアリング |
| 印 刷 後 加 工 機 | エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ |

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社 東京都墨田区
 西日本支社 大阪府大阪市
 中部支店 愛知県名古屋市
 九州支店 福岡県福岡市
 北海道営業所 北海道札幌市
 東北営業所 宮城県仙台市
 北陸営業所 富山県富山市
 四国営業所 香川県高松市
 つくばプラント 茨城県つくば市
 東日本サービス 東京都墨田区
 西日本サービス 大阪府大阪市
 つくばサービス 茨城県つくば市

② 子会社の拠点

株式会社小森マシナリー 山形県東置賜郡高島町
 株式会社小森エンジニアリング 茨城県つくば市
 株式会社セリアコーポレーション 埼玉県戸田市
 コモリ アメリカ コーポレーション アメリカ イリノイ州
 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ. オランダ ヌトレヒト市
 コモリ シャンボン エス.エイ.エス. フランス オルレアン市
 エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ ドイツ オッペンヴァイラー市
 小森香港有限公司 中国 香港特別行政区
 小森機械（南通）有限公司 中国 南通市
 コモリ タイワン リミテッド 台湾 台北市
 コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド シンガポール
 コモリ インディア プライベート リミテッド インド ファリーダーバード市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|-----------------|---------|--------|
| 印刷機械製造および販売部門 | 1,858 名 | -12 名 |
| 修理加工および中古製品販売部門 | 492 | -9 |
| 管理部門 | 272 | +18 |
| 合 計 | 2,622 | -3 |

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|---------|
| 1,098 名 | +24 名 | 42.93 歳 | 17.95 年 |

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

| 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|-------------------------|---------|
| バンコ・コメルシアル・ポルトギース (BCP) | 149 百万円 |

2 会社の株式に関する事項

| | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 295,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 53,478,840株 |
| (3) 株主数 | 12,161名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|----------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 6,381 千株 | 11.93 % |
| 小森コーポレーション取引先持株会 | 2,430 | 4.55 |
| ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505103 | 2,152 | 4.03 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,982 | 3.71 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,895 | 3.54 |
| 小 森 紀 子 | 1,626 | 3.04 |
| 小 森 善 仁 | 1,600 | 2.99 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE US 10PCT CLIENTS LENDING | 1,208 | 2.26 |
| 小 森 善 治 | 1,068 | 2.00 |
| 住友生命保険相互会社 | 1,030 | 1.93 |

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式6,324株を保有しております。

自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した㈱日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式247,800株および株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した㈱日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式162,000株、合計409,800株を含んでおりません。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」を導入しております。当期においては、当期中に退任した取締役2名（社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、4,200株交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、当社の業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」を導入しております。また、当社は2025年2月に、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|----------------------|---------|--|---|
| 代表取締役社長 | 持 田 訓 | 最高経営責任者 (CEO) | |
| 取締役名誉会長 | 小 森 善 治 | | |
| 取 締 役 | 松 野 浩 一 | 専務執行役員 社長補佐兼DPS事業本部長 | |
| 取 締 役 | 橋 本 巖 | 常務執行役員兼最高財務責任者 (CFO) グローバル経営管理統括本部長 | |
| 取 締 役 | 丸 山 俊 郎 | | |
| 取 締 役 | 山 田 浩 二 | | |
| 取 締 役 | 林 貴 子 | | 三井住友カード株式会社常務執行役員 兼株式会社三井住友フィナンシャルグ ループ執行役員グループCHRO補佐 UTグループ株式会社社外取締役監査等委員 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 尼 子 晋 二 | | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 大 塚 雅 広 | | 株式会社ヤナセ常勤社外監査役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 山 口 留 美 | | 日本ケミファ株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 梶田英治氏、横山雅文氏、亀山晴信氏、杉本昌隆氏、坂本裕子氏は、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 山口留美氏は、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)の山口留美氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役丸山俊郎、山田浩二、林貴子、尼子晋二、大塚雅広および山口留美の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、尼子晋二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役丸山俊郎、山田浩二、林貴子、尼子晋二、大塚雅広および山口留美の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および国内子会社の全ての役員等および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

また、2026年7月の更新時においても上記内容での更新を予定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員 の員数 (人) |
|-----------------------------|---------------------|------------------|--------|---------------|--------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動賞与 | 業績連動型 株式報酬 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 261 (43) | 171 (43) | 70 | 20 | 11 (5) |
| 取締役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 37 (37) | 37 (37) | — | — | 3 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 9 (9) | 9 (9) | — | — | 3 (3) |

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役7名、監査等委員である取締役3名であります。
2. 業績連動型株式報酬に記載の金額は取締役(社外取締役除く)に対する株式報酬として当事業年度に計上した役員退職引当金の繰入額です。
3. 当社は、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の支給人員および報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員を除く)の支給人員および報酬等は本移行前および本移行後の期間、取締役(監査等委員)の支給人員および報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
4. 2008年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
5. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬等は、金銭報酬等である業績連動賞与と非金銭報酬等である業績連動型株式報酬から構成されております。

まず、事業年度ごとの業績連動賞与の業績連動の指標としては、株主還元の充実に寄与する重要な経営指標であり、年度単位の取締役の貢献度の測定に最適であるとの考えから、連結営業利益を採用しております。具体的な支給金額は、原則として中期経営計画における当該事業年度の連結営業利益の計画値を基準に、その達成度に応じるものとし、事業年度終了後に株主総会にお諮りすることとしております。

次に、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業務執行取締役を対象に業績連動型株式報酬を支給する制度（「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」）を、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議により導入し、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会決議により改定しております。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会決議により、業務執行取締役に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定しております。同制度は、各事業年度において、対象者に対して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まるポイントを中期経営計画の最終年度の各数値に対する達成度合いを事業年度ごとに評価して付与され、退任後にそのポイントに応じて株式が給付されます。また、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、数値計画につき、0~1.2（0%~120%）の範囲で決定するものとし、いずれの数値計画に関しても、未達の場合に乗じる係数は、ゼロ（0%）となります。なお、前事業年度における連結営業利益率目標は7%、連結ROE目標は6%であり、連結営業利益率の実績は6.4%、連結ROEの実績は6.3%であります。また、当該株式報酬の交付状況は2.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会において年額350,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で設定している、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度は、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会により改訂しており、1事業年度当たりの合計は50,400ポイント（1ポイント当たり普通株式1株に換算）を上限としています。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる業務執行取締役の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、社外取締役3名および社内取締役2名の計5名にて構成する指名報酬諮問委員会において原案を作成および審議した上で、その答申内容を尊重して2025年6月18日開催の取締役会において決議しております。

ii) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るために十分に機能し、説明責任や業績連動性を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬から構成されるものとし、他方で、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬の個人別の支給額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。なお、基本報酬は、毎月一定の時期に支払うこととしております。

業績連動賞与および業績連動型株式報酬の決定に係る方針については、前掲「②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本方針に照らして適切な割合となるように決定するものとしております。なお、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、基本報酬の総額の約2分の1程度となり、賞与として毎年一定の時期に支給することがあります。個人別の報酬額のうち、基本報酬および業績連動賞与については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、詳細については後掲「⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項」のとおりです。

なお、監査等委員は、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査等委員の協議により基本報酬額を決定しております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定については、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会（現・指名報酬諮問委員会）に於ける審議を経て、2021年2月24日開催の取締役会決議に則り、代表取締役社長持田訓に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、各取締役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役林貴子氏の兼職先である三井住友カード株式会社、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、およびUTグループ株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）大塚雅広氏の兼職先である株式会社ヤナセ、ならびに取締役（監査等委員）山口留美氏の兼職先である日本ケミファ株式会社は当社との間にいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|--------------------|---------|--|
| 取 締 役 | 丸 山 俊 郎 | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 山 田 浩 二 | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、異業種メーカーでの国内外の工場経営と事業責任者としての知見等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 林 貴 子 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、人的資本経営、ダイバーシティの推進等に関し専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 尼 子 晋 二 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会ならびに監査等委員会の全てに出席し、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 大 塚 雅 広 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会ならびに監査等委員会の全てに出席し、長年にわたる金融機関での業務経験と専門的知識を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 山 口 留 美 | 取締役（監査等委員）就任以降、当事業年度開催の取締役会および監査等委員会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社は取締役（取締役名譽会長および業務執行取締役等であるものを除く。）の全員と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人および同一ネットワークに属する組織報酬等の額

| | | 監査報酬 | | 非監査報酬 | |
|--------|-------|-------|----------------------|-------|----------------------|
| | | 会計監査人 | 会計監査人と同一ネットワークに属する組織 | 会計監査人 | 会計監査人と同一ネットワークに属する組織 |
| 当社 | (百万円) | 77 | － | 2 | 2 |
| 連結子会社 | (百万円) | 7 | 175 | － | 7 |
| 非連結子会社 | (百万円) | － | － | － | － |
| 合計 | (百万円) | 85 | 175 | 2 | 10 |

(3) 非監査業務の内容

当社および当社グループ会社は、会計監査人と同一ネットワークに属する組織に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務申告業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査等委員会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

①基本方針の概要

当社が取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「コンプライアンス規程」、「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図る。
 - ii) 内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努めるとともに、通報者に対して不利な取り扱いをしない。また、公益通報者保護法にしたがった制度の整備、運用を行う。
 - iii) CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制の責任者とし、体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行う。
 - iv) 内部監査室が、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度および業務執行状況を評価する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) リスクマネジメントの最高責任者として代表取締役社長を置き、CSR・環境推進室をその事務局とし、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応する。
 - ii) 「リスクマネジメント規程」を整備し、リスクごとに担当する取締役、執行役員、本部長などを定め、対応する。
 - iii) 地震等大規模自然災害が発生した場合の行動基準を定めたマニュアルを策定する等体制を整備し、対応を図る。
 - iv) 情報セキュリティ確保に向けた「情報セキュリティポリシー」を整備し、情報資産を脅かす各種要因に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 執行役員制度を導入している。
 - ii) 各会議体およびこれらの規程を整備し、会議の効率的な運用を図る。
 - iii) 取締役、執行役員および従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施する。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役および執行役員で構成するCSR委員会を設置し、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項を各部門内に周知徹底する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図る。
 - ii) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、中期経営計画等の方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、「リスクマネジメント規程」に沿ってリスクマネジメントを行う。
 - iii) CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行う。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する従業員を置く。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 当社および子会社の取締役および従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査等委員会に報告する。

- ii) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査等委員会に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査等委員会に事前に通知する。
 - iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、監査等委員会の要請により必要な報告を行う。この報告者は報告を理由として不利な取り扱いを受けない。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務執行に必要な費用は当社が負担する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 代表取締役は、監査等委員会と会合をもち、意思の疎通を図る。
 - ii) 内部監査室および会計監査人は、監査結果について監査等委員会へ報告する。
 - iii) 監査等委員は重要な会議に出席して意見を述べるができる。

②基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i) 「KOMORIグループ企業行動憲章」および「KOMORIグループ社員行動基準」について、グループ会社の役員および従業員を対象にしたコンプライアンス教育を国内拠点・子会社に対して実施し周知を図りました。また、中長期的な価値創造への取り組みについてステークホルダーに財務・非財務情報の両面から開示することを目的に、「統合報告書」の2025年版を発行しました。
 - ii) CSR・環境推進室を内部通報の窓口とし、役員の通報に関しては常勤の監査等委員である取締役に報告することとしております。
 - iii) 内部監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価結果を踏まえ、取締役会において内部統制は概ね有効に機能している旨を確認しました。また、内部監査を計画に基づき実施し、結果を取締役会および監査等委員会に報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書等は、関係する規程に従って適切に保存・保管しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 年度計画でリスク課題を含む事業目標および施策を設定し、進捗状況、課題等について、CSR委員会にて、報告およびレビューを行いました。
 - ii) 地震等大規模な自然災害が発生した場合の行動基準を定めたマニュアルを策定し、従業員に配付するとともに、非常時対応訓練、災害対策用品の備蓄を行っています。
 - iii) 情報セキュリティポリシーを策定し、従業員に対して教育および平常時訓練を行いました。また、小森グループITセキュリティガイドラインを全グループ会社への展開し、遵守状況の確認・アドバイスをを行いました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 第7次中期経営計画を、第6次中期経営計画の反省と成果を踏まえて策定し、公表しました。
 - ii) 取締役から業務執行を委ねられた執行役員は、年度計画を作成して執行しており、その進捗状況、課題等について、取締役会、執行役員会等で報告およびレビューを行いました。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) CSR委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価および内部監査の状況について報告を行いました。
 - ii) 法令および定款を遵守する体制を整備し、行動規範の周知、教育・研修の実施、内部通報制度の運用等を通じて、従業員の適正な職務執行を確保しております。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」で主管部門、親会社の承認事項および報告事項を規定し、子会社との定期的な会議や随時の打合せ等で、適宜指導助言を行っています。
 - ii) 子会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制評価を当社内部監査室が行いました。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i) 監査等委員会直属の監査等委員会室を設置し、監査等委員の職務を補助する従業員（監査等委員会専任スタッフ）を配置しています。
 - ii) 監査等委員会専任スタッフの任命、異動、評価については、監査等委員会の同意を必要としています。

8. 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 監査等委員会は、各月開催の取締役会に出席し、その他随時報告を受ける等、遅滞なく報告を受けています。
 - ii) 国内グループ子会社においても内部通報制度として社内窓口および社外窓口を設置し、通報内容に応じて適切な調査および是正対応を行っています。
 - iii) 監査等委員会への報告または内部通報窓口への通報により、報告をした者が不利な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に関する規程を整備し、従業員および役員に周知・徹底しております。
 - iv) 稟議書は規程に従い常勤監査等委員に回覧しており、取締役会の資料は会日に先立って配付しています。
9. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の監査に必要な費用は、予算化し事後処理も含め当社負担としています。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 会長、代表取締役社長と監査等委員会による会合を行い、意見を交換しました。
 - ii) 監査等委員会と内部監査室長とは定期的に会合をもっています。また、監査等委員は、内部監査室と合同で監査を行う等、連携を図りました。
 - iii) 監査等委員は、会計監査人から適宜監査状況について報告を受ける等、コミュニケーションを図りました。
 - iv) 監査等委員は重要会議の出席者として指定されており、これに出席し、意見を述べました。

なお、当社は、2025年度の内部統制システムの運用状況を踏まえ、2026年4月開催の取締役会において、内部統制システム基本方針の実務の明確化等を目的とした軽微な見直しを行っております。本見直しは、内部統制システムの基本的な考え方や枠組みを変更するものではなく、関係規程の整合、体制上の役割分担の明確化および実務上不要となった記載の整理を目的とするものです。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、約100年に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社は創業100年である2023年を「再創業元年」と位置付け、経営理念をそれまでの「顧客感動企業の実現」から「感動」を届ける範囲を広げ「感動企業の実現」へ改訂し、次の3つの活動を進めています。

- ① 顧客感動を創造する知覚品質管理とソリューション提案の実現
- ② 社員に感動を与える小森流動き方改革と多様な人財活用の実現
- ③ 協力企業様を含めたパートナーに感動を与える幅広い共創と協働の構築

これらの活動により、顧客はもちろんのこと、社員、パートナーを含む全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらすことが当社の企業価値の源泉であり、「人間性・社会性・経済性」を追求することで、企業価値の拡大を図ってまいります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社の企業価値の源泉は、全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらす活動を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられたステークホルダーとの信頼関係にあります。事業活動のプロセスにおける当社の強みは、開発、製造（モノづくり）、印刷技術の3つの分野で蓄積された知見・ノウハウであります。

当社は、印刷業界の構造変化に対応すべく、この強みを最大限に活かしながら、コア事業であるオフセット事業と証券印刷事業の基盤強化を図るとともに、新しい事業領域への拡大を図ってまいりました。第6次中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）では、世界最高クラスのROIを提供する新機種を市場投入し収益力の向上に努めるとともに、資本効率向上のため資産圧縮を進めてまいりました。2024年4月から開始した第7次中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、サステナブルな経営体質に向けた事業変革と経営基盤強化の活動を推進しております。第7次中期経営計画の骨子、財務方針、目標としている経営指標は以下のとおりです。

① 第7次中期経営計画の骨子

- a. 事業ポートフォリオ転換に向けた取り組み強化（事業変革）
 - i). 基盤事業(オフセット事業/証券印刷事業)の付加価値強化による収益力向上
 - ii). 成長事業（DPS事業/PE事業）の技術基盤強化により2桁成長を継続
- b. 経営基盤強化（戦略投資）
 - i). 新規市場・成長市場の獲得へ向けた要素技術開発投資の拡大
 - ii). グローバル化が進む事業環境に合わせた事業体制の刷新とグローバル人財活用
- c. 筋肉質な経営体質への転換（経営体質改善）
 - i). 事業別製販技サーブ一体体制の本格運用と資産圧縮・効率化
 - ii). 販売/サービス顧客管理システム、人事システム、管理システムのグローバル対応

② 第7次中期経営計画の財務方針

- a. 資本コストや株価を意識した経営の実現のため、経営資源の適切な配分を実施
- b. ROE向上のため総還元性向を50%とし、成長投資への配分比率を高める（収益向上・成長・サステナビリティへの積極投資）
- c. 第7次中期経営計画期間中は新たに最低配当額（40円）を導入し安定配当を継続するとともに、総還元性向（50%）は維持し株主還元を重視

③ 第7次中期経営計画の目標とする指標(2027年3月期)

長期ビジョン「KOMORI 2030」に沿って、2030年までに2段階でROE向上を図り、第7次中期経営計画ではその1段階として『成長投資』と『収益確保』のバランスをとってまいります。

第7次中期経営計画最終年度の経営目標は以下のとおりです。

- a. 営業利益率： 7.0%以上
- b. ROE： 6.0%以上

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2025年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより取締役10名のうち社外取締役を6名（うち女性2名）とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。監査等委員会は、常勤監査等委員1名（社外取締役）、監査等委員2名（社外取締役・うち女性1名）で構成しています。監査等委員は、取締役の職務執行を監査・監督し、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図り、さらなるガバナンス充実と活動の効率化のため、社内取締役2名および社外取締役3名（うち監査等委員1名）で構成する「指名報酬諮問委員会」を設置しております。また、経営判断の多様性および幅広い視点からの議論による企業価値の向上およびリスク管理の徹底、グローバル市場での競争力向上のため、2024年4月より外国籍執行役員2名を選任しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要〈買収への対応方針〉

当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2025年6月18日開催の当社第79回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものいたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に際し、原則として、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定した上で、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催します。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものいたします。

なお、本プランの有効期限は2028年6月に開催予定の当社第82回定時株主総会の終結の時までといたします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に最新の改訂版を公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもっているものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のことを確認させていただくため、議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランでは、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際には、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることを原則としております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間、監査等委員である取締役の任期を2年(期差任期制は採用していません)としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策)でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定かつ充実した利益還元を継続的に行うことを最重要課題の一つと認識しております。

この方針のもと、2024年4月1日から2027年3月31日までの第7次中期経営計画期間については、成長投資資金を確保して企業価値の拡大を図るとともに、総還元性向の目安を50%とし、最低配当金額を40円と設定しております。今後とも総合的な株主還元の充実に努めてまいります。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回とした上で、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|
| (資 産 の 部) | |
| 流動資産 | 121,364 |
| 現金及び預金 | 50,095 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 17,738 |
| 電子記録債権 | 1,575 |
| 有価証券 | 4,333 |
| 商品及び製品 | 18,608 |
| 仕掛品 | 16,823 |
| 原材料及び貯蔵品 | 9,208 |
| その他の流動資産 | 3,464 |
| 貸倒引当金 | △484 |
| 固定資産 | 56,793 |
| 有形固定資産 | 23,424 |
| 建物及び構築物 | 6,834 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,343 |
| 土地 | 8,625 |
| 建設仮勘定 | 1,106 |
| リース資産 | 2,200 |
| その他の有形固定資産 | 1,314 |
| 無形固定資産 | 2,447 |
| のれん | 939 |
| その他の無形固定資産 | 1,507 |
| 投資その他の資産 | 30,921 |
| 投資有価証券 | 17,828 |
| 繰延税金資産 | 1,489 |
| 保険積立金 | 6,872 |
| 退職給付に係る資産 | 3,880 |
| その他の投資その他の資産 | 920 |
| 貸倒引当金 | △69 |
| 資 産 合 計 | 178,158 |

| 科 目 | 金 額 |
|------------------------|----------------|
| (負 債 の 部) | |
| 流動負債 | 40,646 |
| 支払手形及び買掛金 | 7,198 |
| 電子記録債務 | 2,305 |
| 短期借入金 | 101 |
| 未払法人税等 | 2,489 |
| 契約負債 | 16,912 |
| 賞与引当金 | 1,184 |
| 製品保証引当金 | 1,139 |
| その他の引当金 | 143 |
| その他の流動負債 | 9,171 |
| 固定負債 | 14,615 |
| 社債 | 9,000 |
| 長期借入金 | 57 |
| 繰延税金負債 | 2,491 |
| 退職給付に係る負債 | 837 |
| その他の引当金 | 9 |
| リース債務 | 1,820 |
| その他の固定負債 | 398 |
| 負 債 合 計 | 55,261 |
| (純 資 産 の 部) | |
| 株主資本 | 108,861 |
| 資本金 | 37,714 |
| 資本剰余金 | 37,286 |
| 利益剰余金 | 34,238 |
| 自己株式 | △378 |
| その他の包括利益累計額 | 14,034 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,445 |
| 為替換算調整勘定 | 4,244 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 1,343 |
| 純 資 産 合 計 | 122,896 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 178,158 |

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|-----|----------------|
| 売上高 | | 118,611 |
| 売上原価 | | 74,958 |
| 売上総利益 | | 43,653 |
| 販売費及び一般管理費 | | 34,249 |
| 営業利益 | | 9,404 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 722 | |
| 為替差益 | 383 | |
| その他の営業外収益 | 536 | 1,642 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 238 | |
| 社債発行費 | 51 | |
| その他の営業外費用 | 38 | 328 |
| 経常利益 | | 10,718 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 170 | |
| 投資有価証券売却益 | 426 | 596 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 403 | |
| 災害による損失 | 73 | |
| その他 | 23 | 499 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 10,814 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,675 |
| 法人税等調整額 | | △231 |
| 当期純利益 | | 7,371 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 7,371 |

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-----------------------|---------|--------|--------|------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 37,714 | 37,286 | 31,306 | △380 | 105,927 |
| 暫定的な会計処理の確定による影響額 | | | △1 | | △1 |
| 暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高 | 37,714 | 37,286 | 31,305 | △380 | 105,926 |
| 当期の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △4,438 | | △4,438 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 7,371 | | 7,371 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株式給付信託に対する自己株式の処分 | | - | | 2 | 2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,933 | 1 | 2,935 |
| 当期末残高 | 37,714 | 37,286 | 34,238 | △378 | 108,861 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 純資産合計 |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 | |
| 当期首残高 | 5,601 | 2,958 | 1,011 | 9,571 | 115,499 |
| 暫定的な処理の確定による影響額 | | | | | △1 |
| 暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高 | 5,601 | 2,958 | 1,011 | 9,571 | 115,498 |
| 当期の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △4,438 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 7,371 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 株式給付信託に対する自己株式の処分 | | | | | 2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,844 | 1,286 | 332 | 4,462 | 4,462 |
| 当期変動額合計 | 2,844 | 1,286 | 332 | 4,462 | 7,397 |
| 当期末残高 | 8,445 | 4,244 | 1,343 | 14,034 | 122,896 |

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 77,011 | 流動負債 | 21,085 |
| 現金及び預金 | 32,467 | 支払手形 | 41 |
| 受取手形 | 1,796 | 買掛金 | 5,892 |
| 売掛金 | 12,338 | 電子記録債務 | 1,098 |
| 契約資産 | 1,011 | リース債務 | 98 |
| 電子記録債権 | 1,410 | 未払金 | 1,886 |
| 有価証券 | 3,700 | 未払費用 | 990 |
| 商品及び製品 | 11,802 | 未払法人税等 | 2,101 |
| 仕掛品 | 7,196 | 契約負債 | 6,421 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,704 | 預り金 | 908 |
| 前渡金 | 403 | 賞与引当金 | 888 |
| 前払費用 | 508 | 製品保証引当金 | 322 |
| その他の流動資産 | 997 | その他の引当金 | 59 |
| 貸倒引当金 | △326 | その他の流動負債 | 375 |
| 固定資産 | 67,305 | 固定負債 | 11,064 |
| 有形固定資産 | 12,556 | 社債 | 9,000 |
| 建物 | 3,888 | リース債務 | 239 |
| 構築物 | 50 | 長期未払金 | 47 |
| 機械及び装置 | 1,525 | 繰延税金負債 | 1,652 |
| 車両運搬具 | 0 | その他の固定負債 | 125 |
| 工具、器具及び備品 | 765 | | |
| 土地 | 5,966 | 負 債 合 計 | 32,149 |
| リース資産 | 290 | (純 資 産 の 部) | |
| 建設仮勘定 | 68 | 株主資本 | 104,169 |
| 無形固定資産 | 525 | 資本金 | 37,714 |
| 借地権 | 92 | 資本剰余金 | 37,797 |
| ソフトウェア | 284 | 資本準備金 | 37,797 |
| リース資産 | 53 | 利益剰余金 | 29,035 |
| ソフトウェア仮勘定 | 78 | 利益準備金 | 2,122 |
| その他の無形固定資産 | 16 | その他利益剰余金 | 26,913 |
| 投資その他の資産 | 54,223 | 圧縮記帳積立金 | 655 |
| 投資有価証券 | 16,975 | 別途積立金 | 10,000 |
| 関係会社株式 | 16,162 | 繰越利益剰余金 | 16,258 |
| 関係会社長期貸付金 | 12,427 | 自己株式 | △378 |
| 保険積立金 | 6,872 | 評価・換算差額等 | 7,997 |
| 前払年金費用 | 759 | その他有価証券評価差額金 | 7,997 |
| その他の投資その他の資産 | 1,098 | 純 資 産 合 計 | 112,167 |
| 貸倒引当金 | △72 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 144,316 |
| 資 産 合 計 | 144,316 | | |

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-----|---------------|
| 売上高 | | 82,041 |
| 売上原価 | | 55,827 |
| 売上総利益 | | 26,213 |
| 販売費及び一般管理費 | | 17,163 |
| 営業利益 | | 9,049 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 933 | |
| 技術指導料 | 304 | |
| 為替差益 | 589 | |
| その他の営業外収益 | 388 | 2,214 |
| 営業外費用 | | |
| 社債利息 | 162 | |
| 社債発行費 | 51 | |
| 手形売却損 | 26 | |
| その他の営業外費用 | 4 | 244 |
| 経常利益 | | 11,019 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 49 | |
| 投資有価証券売却益 | 426 | 476 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 353 | |
| 災害による損失 | 71 | |
| 関係会社株式評価損 | 168 | |
| その他 | 4 | 597 |
| 税引前当期純利益 | | 10,898 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,974 |
| 法人税等調整額 | | △208 |
| 当期純利益 | | 8,131 |

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|----------------------|---------|--------|----------|---------|---------|----------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 剰 余 金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | |
| | | | | | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 37,714 | 37,797 | | 37,797 | 2,122 | 661 | 10,000 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | | 22 | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | △19 | |
| 税率変更による積立金の調整額 | | | | | | △8 | |
| 当期純利益 | | | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 株式給付信託に対する自己株式の処分 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △6 | — |
| 当期末残高 | 37,714 | 37,797 | — | 37,797 | 2,122 | 655 | 10,000 |

| | 株 主 資 本 | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|----------------------|---------------------|---------|------|---------|----------------------|----------------|---------|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 12,558 | 25,342 | △380 | 100,474 | 5,470 | 5,470 | 105,944 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | △4,438 | △4,438 | | △4,438 | | | △4,438 |
| 圧縮記帳積立金の積立 | △22 | — | | — | | | — |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | 19 | — | | — | | | — |
| 税率変更による積立金の調整額 | 8 | — | | — | | | — |
| 当期純利益 | 8,131 | 8,131 | | 8,131 | | | 8,131 |
| 自己株式の取得 | | | △0 | △0 | | | △0 |
| 株式給付信託に対する自己株式の処分 | | — | 2 | 2 | | | 2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | 2,527 | 2,527 | 2,527 |
| 当期変動額合計 | 3,699 | 3,693 | 1 | 3,695 | 2,527 | 2,527 | 6,222 |
| 当期末残高 | 16,258 | 29,035 | △378 | 104,169 | 7,997 | 7,997 | 112,167 |

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積もりの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 小森コーポレーション 監査等委員会

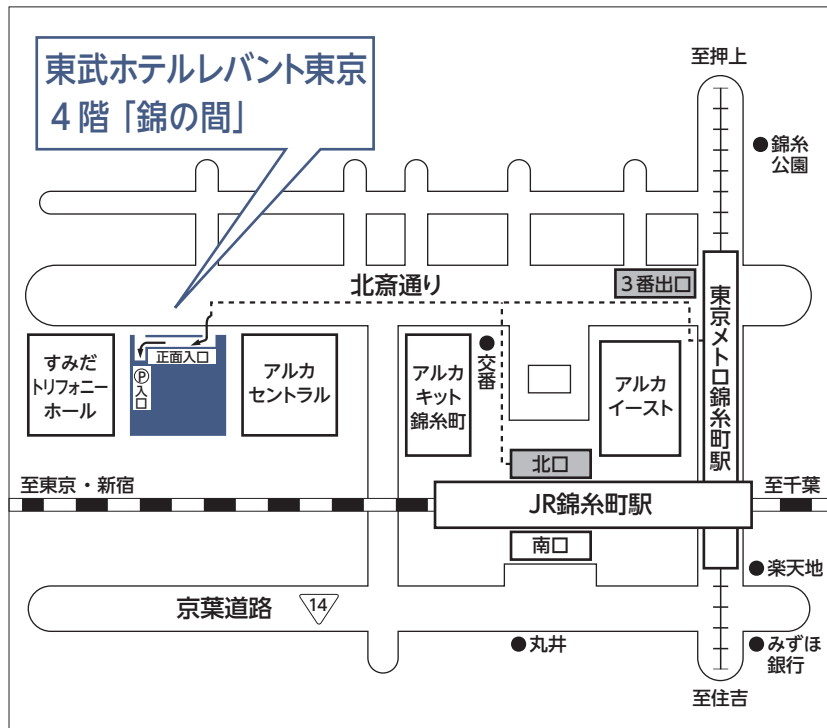
常勤監査等委員（社外取締役） 尼 子 晋 二 ㊟

監査等委員（社外取締役） 大 塚 雅 広 ㊟

監査等委員（社外取締役） 山 口 留 美 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
Tel.03(5611)5511(代)
- 交通 JR総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分